

小名木川児童館の指定管理者の選定手続きについて

小名木川児童館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区児童館条例」に基づき、令和3年4月1日から新たに指定管理者制度による管理運営を行うため、次のように選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
小名木川児童館	江東区北砂五丁目20番5-101号

2 指定期間

指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 選定方法

公募による選定

4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和2年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和2年9月	第三回区議会定例会において指定議案の提案
令和3年3月	協定書の締結
令和3年4月	指定管理者による運営開始